

第6章 死体解剖保存法

7 死体解剖資格認定者の住所変更届

1 事 案	認定を受けた者が住所を変更した場合、新住所地の都道府県知事に10日以内に届け出る
2 根拠法令	令5条
3 提出宛名	知事（保健所長受理）
4 提出部数	2部（進達1、控1）
5 添付書類	(1) 死体解剖資格認定証明書の写し ^{*1} (2) 住民票（原本確認でも可） (3) 届書提出期限（10日）を経過した場合は遅延理由書
	*1：認定証明書の写 認定証明書の原本を保健所に持参し原本照合を受けること。
6 事務処理	収受 - 起案 - 決裁 - 進達
8 審査要領	(1) 添付書類の不備はないか。 (2) 提出部数に不足はないか。 (3) 住所変更後10日以内の届出が行われていない場合、遅延理由書を添付しているか。 厚生労働省ホームページ参照 http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryou/shikakushinsei.html
9 備考	

死体解剖資格認定者の住所変更届

本 籍

旧 住 所 郵 便 番 号

新 住 所 郵 便 番 号

電 話 番 号

医 師 (又 は 歯 科 医 師) 氏 名

年 月 日 生

一 認 定 番 号 及 び 年 月 日

二 住 所 変 更 の 年 月 日

三 住 所 変 更 の 理 由

右のとおり住所を変更しましたので、死体解剖保存法施行令第五条第一項の規定により、関係書類を添えお届けします。

年 月 日

右

氏 名

長崎県知事 様